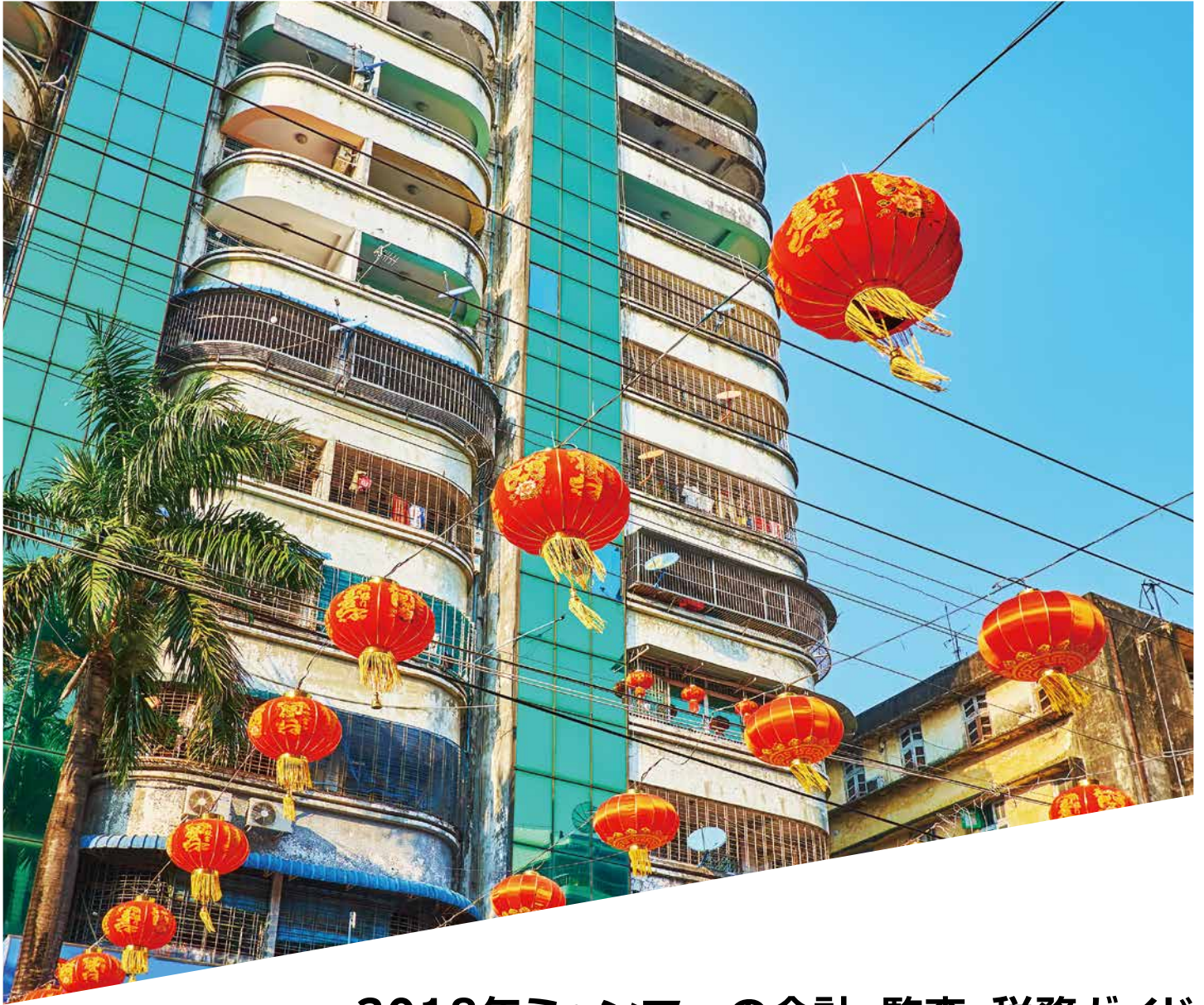


2018年 ミャンマーの 会計、監査、税務ガイド

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

EY
Building a better
working world



2018年ミャンマーの会計、監査、税務ガイド

目次

はじめに	3
ミャンマーの会計、監査制度	4
ミャンマーの税制	9
ミャンマーの法人税	10
ミャンマーの商業税 (CT)	11
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要	13

はじめに

ミャンマーの会計制度は、2010年時点の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）と同等であるミャンマー財務報告基準（Myanmar Financial Reporting Standards: MFRS）及び中小企業向けミャンマー財務報告基準（Myanmar Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities: MFRS for SMEs）に基づいています。しかし、実務においては知識や経験のある会計人材が不足していることから、会計基準が十分に適用されていないケースがあります。2022年より、すべてのミャンマーの企業がIFRSもしくは中小企業向け国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities: IFRS for SMEs）を適用しなければならないと公表されたため、今後は有能な会計人材の獲得、決算体制の構築が重要になります。また、ミャンマーの会計監査証明は、規制当局であるミャンマー会計審議会（Myanmar Accountancy Council: MAC）の要請により、国際的なネットワークを持つBig4のような会計事務所の法人名称やロゴを使った監査の実施が禁じられており、現地会計事務所による監査しか認められていません。監査報告書の発行は、ミャンマー公認会計士のみが行うことができます。なお、税務関連サービスやコンサルティング業務などの非監査業務についてはこの限りではなく、国際的な会計事務所の名称やロゴを使った業務の実施が可能です。ミャンマーの税金には、主に法人税（源泉税を含む）、個人所得税、商業税（Commercial Tax: CT）などがあります。法人税及びCTは四半期申告及び年度申告が、個人所得税については年度申告が必要です。税法の規定が曖昧、税務当局の税額査定プロセスが不透明、還付制度も十分に機能していないなどから、納税者である企業は税務当局に対し個別の対応をしなければならない場合が多々あります。

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）
アセアン・デスク ミャンマー



三木 拓人
パートナー
公認会計士（日本）

UTW (Myanmar) Limited
ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）
A member firm of
Ernst & Young Global Limited



後藤 洋平
マネージャー
公認会計士（日本）

ミャンマーの 会計、 監査制度



ミャンマーの会計、監査制度（概略）

項目	ミャンマー	タイ	フィリピン	インドネシア	ベトナム
非上場企業 （日本企業の子会社）IFRS 適用の可否*	否	否	可	否	否
IFRSと 現地会計基準の 主な差異	小 現地会計基準（MFRS, MFRS for SMEs）は 2010年時点のIFRS又 はIFRS for SMEsとほ ぼ同等	▶ 上場企業向け 会計基準（TFRS） 小 ▶ 非上場企業向け会 計基準（TFRS for NPAEs） 中	小 不動産の収益認識に関 する基準	小 土地の取扱いに関する 基準	小 以下の基準が採用されて いない ▶ 金融商品会計基準 ▶ 従業員給付会計 ▶ 減損会計
決算期の変更	不可	可	可	可	可
決算期末の 選定（暦年以外 の採用可否）	不可 3月31日。ただし2019年 より法令改正により9月 30日に変更される予定。 決算期が親会社と異なる 場合、一般に親会社報告 目的で仮決算を行う	可	可	可	可 ただし3月末、6月末、9月 末のみ選定が可能
会社法で作成 が求められる 財務諸表	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	TFRS ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記 TFRS for NPAEs ▶ 財政状態計算書 ▶ 損益計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記
提出する 財務諸表	▶ 税務当局 税務ステータスによっ ては税務申告時に財務 諸表一式を添付して 提出が求められる ▶ 監督官庁	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表を添付して提出 ▶ 商務省 株主総会から1カ月以 内に監査済財務諸表を 提出 ▶ タイ証券取引所 上場企業の場合は監査 済財務諸表の提出が 求められる	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ SEC 上場非上場を問わず、 監査済財務諸表の提出 が求められる	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ 金融サービス庁 上場企業の場合は監査 済財務諸表の提出が 求められる	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ 統計局 ▶ 財務局等 提出先は企業ごとに異 なる ▶ 企業登録機関
保存期間	原則3年間	原則5年間	原則10年間	原則10年間	原則10年間
機能通貨 適用の可否	可	必須 ▶ TFRS 否 ▶ TFRS for NPAEs	必須	必須	可
法定監査	必要 （零細企業に対する 適用除外あり）	必要	必要	必要	必要

*非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時又は規制当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準で提出しなければならない場合。

可：税務申告時又は現地当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準以外にIFRS基準であっても良い場合。

ミャンマーの会計、監査制度

非上場企業のIFRS適用の可否

ミャンマーで事業を行う企業は、ミャンマー財務報告基準（Myanmar Financial Reporting Standards: MFRS）あるいは中小企業向けの会計基準（Myanmar Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities: MFRS for SMEs）の適用が必要で、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）を直接適用するこ

とは認められていません。現行の MFRS は 2010 年時点の IFRS と同等の会計基準であり、2010 年以降に発行された IFRS は未適用となっています。したがって、日本あるいはその他の国でミャンマー法人の財務諸表を連結する場合は、グループで採用する会計基準に合わせるための修正が必要となります。

現地会計基準とIFRSの主な差異

前述の通り、MFRS は 2010 年時点の IFRS と同等であり、個別の基準内容について IFRS との差異はありません。

ミャンマーでは長らく会計基準の改訂は行われてきませんでした。国際的なコンバージェンスの動きを受けて、ミャンマー会計審議会（Myanmar Accountancy Council: MAC）は 2018 年 7 月に通達 No.18 及び No.19 を発行し、2022 年より始まる

会計年度より IFRS もしくは中小企業向け国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities: IFRS for SMEs）を強制的に適用する旨を公表しています。今後、ミャンマーにおいても IFRS に準拠した会計、決算を行う体制づくりが必要となります。

MFRS と IFRS の対応は次の通りです。

No	概要	関連する IFRSs
MAS 第 1 号	財務諸表の表示	IAS 第 1 号
MAS 第 2 号	棚卸資産	IAS 第 2 号
MAS 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 第 7 号
MAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	IAS 第 8 号
MAS 第 10 号	後発事象	IAS 第 10 号
MAS 第 11 号	工事契約	IAS 第 11 号
MAS 第 12 号	法人所得税	IAS 第 12 号
MAS 第 16 号	有形固定資産	IAS 第 16 号
MAS 第 17 号	リース	IAS 第 17 号
MAS 第 18 号	収益	IAS 第 18 号
MAS 第 19 号	従業員給付	IAS 第 19 号
MAS 第 20 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	IAS 第 20 号
MAS 第 21 号	外国為替レート変動の影響	IAS 第 21 号
MAS 第 23 号	借入費用	IAS 第 23 号
MAS 第 24 号	関連当事者についての開示	IAS 第 24 号
MAS 第 26 号	退職給付制度の会計及び報告	IAS 第 26 号
MAS 第 27 号	個別財務諸表	IAS 第 27 号

No	概要	関連する IFRSs
MAS 第 28 号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	IAS 第 28 号
MAS 第 29 号	超インフレ経済下における財務報告	IAS 第 29 号
MAS 第 31 号	ジョイント・ベンチャーに対する持分	IAS 第 31 号
MAS 第 32 号	金融商品－開示	IAS 第 32 号
MAS 第 33 号	1 株当たり利益	IAS 第 33 号
MAS 第 34 号	中間財務報告	IAS 第 34 号
MAS 第 36 号	資産の減損	IAS 第 36 号
MAS 第 37 号	引当金、偶発負債及び偶発資産	IAS 第 37 号
MAS 第 38 号	無形資産	IAS 第 38 号
MAS 第 39 号	金融商品－認識及び測定	IAS 第 39 号
MAS 第 40 号	投資不動産	IAS 第 40 号
MAS 第 41 号	農業	IAS 第 41 号
MFRS 第 1 号	MFRS の初度適用	IFRS 第 1 号
MFRS 第 2 号	株式報酬	IFRS 第 2 号
MFRS 第 3 号	企業結合	IFRS 第 3 号
MFRS 第 4 号	保険契約	IFRS 第 4 号
MFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び廃止基準	IFRS 第 5 号
MFRS 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価	IFRS 第 6 号
MFRS 第 7 号	金融商品－開示	IFRS 第 7 号
MFRS 第 8 号	事業セグメント	IFRS 第 8 号

(注) IFRS 第 9 号以降の会計基準は MFRS では未適用となる

決算期の変更

ミャンマーでは、長らく 3 月 31 日が法定決算日とされてきました。しかし、近年決算期の変更が議論され、2018 年から政府の財政年度及び国営企業の会計年度を一律 9 月決算に、その後銀行に關してもミャンマー中央銀行の要請から 9 月決算に変更がなされました。

2019 年からは、前記変更が民間企業にも及び予定ですが、正式なアナウンスを待つ必要があります。

民間企業についても 2019 年より 9 月決算が求められる場合、2019 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 カ月間の決算を行い、監査及び税務申告が必要となります。法人税の申告は決算日より 3 カ月以内と規定されており、12 月 31 日が申告期限となると考えられます。

決算期末の選定(暦年以外の適用可否)

ミャンマーの会計年度は銀行を除き一律 4 月 1 日～3 月 31 日の 1 年間です。任意の会計年度を選択することはできません。銀行に關しては、ミャンマー中央銀行の通達で 2018 年より 10 月 1 日から始まる 1 年間で新たな会計年度として変更されました。当該変更に伴って、移行期間である 2018 年 4 月 1 日～9 月 30 日の 6 カ月間の決算報告、監査及び税務申告が求められました。税務上の課税期間については会計年度がそのまま適用されるので、会計期間と課税期間は一致します。

会社法で作成が求められる財務諸表

企業は以下の財務諸表を作成する必要があります。財務諸表に使用する言語はミャンマー語、英語いずれも認められます。

- ▶ 財政状態計算書（貸借対照表）
- ▶ 損益計算書及び包括利益計算書
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 株主持分変動計算書
- ▶ 財務諸表の注記

提出する財務諸表

会社法で作成が定められた財務諸表一式が対象になります。主な提出先は以下の通りです。

- ▶ 税務当局
企業を所管する税務署によっては監査済財務諸表を添付して提出
- ▶ 監督官庁、当局
ホテルであればホテル観光省、銀行であればミャンマー中央銀行、その他金融機関であれば計画財務省などに対し、監査済財務諸表を提出

保存期間

帳簿の保存期間について、会社法上は明文規定がありません。しかし、ミャンマーの税務当局は3年間の遡及期間を設けており、少なくともこの期間に関しては、帳簿や各種記録の保存が必要です。

機能通貨について

MFRS の概念に従い、機能通貨としてはミャンマーチャット（MMK）又は外貨（USD など）から選択適用します。税務申告用の財務諸表については、チャット建て又は USD 建てのいずれの表示も認められます。USD 建てで財務諸表を作成する場合は、計算された税額についてミャンマーチャットに換算のうえ申告する必要があります。

法定監査

ミャンマー会社法に規定される中小企業* の定義を満たせば、法定監査は免除されます。その他のすべての企業は、MFRS もしくは MFRS for SMEs に準拠した財務諸表を作成し、ミャンマー公認会計士による監査を受ける必要があります。監査済財務諸表は、年に1回開催される株主総会で承認されなければなりません。

* 前年度の売上が5千万チャット以下かつ従業員数が30名以下である非公開企業

会計、監査上の留意点

ミャンマーでは、法令上は IFRS に近い会計基準である MFRS や MFRS for SMEs の適用が要求されますが、実務担当者の知識や経験が不足しているために、会計基準が十分に適用されておらず、適切な会計処理がなされていないケースがほとんどです。そのため、監査の過程で、会計処理の修正が求められる場面が増え、監査報告が発行されるまで時間を要する場合があります。企業としては、適切な知識を持った会計人材を配置し、経理業務にあたらせることが肝要です。また、常日頃から監査人と密にコミュニケーションを取り、会計の論点について適時に助言を得ておくことも期末監査時の混乱を避けるために有用です。

ミャンマーの 税制



ミャンマーの法人税

概要

法人税率 (%)		25
キャピタルゲイン税率 (%)		10 ^(a)
支店税率 (%)		25
源泉徴収税率 (%)	配当金	0
	利息	15 ^{(b) (c)}
	特許、ノウハウなどからのロイヤルティ	10/15 ^{(b) (d)}
	ミャンマーにおける物品購入に係る支払金及びサービスに係る支払金	2/2.5 ^(e)
	支店送金税	0
欠損金 (年)	繰戻し	0
	繰越し	3

(a) 10%の税率は居住法人と非居住法人のいずれにも適用されます。ただし、石油・ガス産業の企業は、40～50%の加重キャピタルゲイン税率を適用されます。

(b) ミャンマーの租税条約に基づき、特定の種類の利息とロイヤルティは軽減税率を適用されるか、非課税扱いとなります。

(c) この源泉徴収税は非居住者への支払いに課税されます。

(d) 10%の税率は居住者、15%の税率は非居住者が適用対象となります。

(e) 2%の税率は居住者に適用され、2.5%の税率は、50万チャットを超えるチャット建てのすべての支払い及びすべての外貨建て支払いに適用されます（2.5%の税率は支払いの全額に適用）。自己申告納税制度（self-assessment system）の企業による150万チャット以下の国内の購入及びサービスに係る支払いは、源泉徴収税の課税対象外となります。

ミャンマーの商業税(Commercial Tax)

概要

税金の名称	商業税 (Commercial Tax : CT)
導入日	1990年3月31日
貿易圏への加盟	東南アジア諸国連合 (ASEAN)
所管	中規模納税者税務署 (Medium Taxpayers' Office) 旧称、法人税務署 (Companies Circle Tax Office)
	大規模納税者税務署 (Large Taxpayers' Office)
税率	5% (物品・サービス)
	3% (建物の開発・販売)
	3% (国内航空輸送)
CT 番号の形式	毎年変更
申告書の期間	四半期及び年次
課税事業者の判定	物品・サービスの供給については年間売上高 2,000 万チャットを超える事業者
CT 登録	売上計上開始前に登録が必要となり、以後毎年更新
国内で設立されていない事業者による CT の控除	あり

本資料の内容は、各章に別途明記する場合を除き、2017年1月1日時点で有効な情報に基づいています。本資料で取り扱う国の税法やその他の適用法令については、改正案が提出されている場合があります。最新情報については、各地域のEYメンバーファーム又は貴社の担当窓口までお問い合わせください。

本資料には要約した情報を掲載しており、一般的なガイダンスとしてご利用いただくことを目的としております。本資料は、詳細な調査や職業的専門家の判断の代替としてご利用いただくことを意図したものではありません。EYGM リミテッド及び他のEY グローバル・メンバー組織はいずれも、本資料の記事に基づく作為又は不作為により皆様に生じたいかなる損失に対しても責任を負うことはできません。特定の事項につきましては、適切なアドバイザーにご相談ください。

EY Japan における海外進出支援体制

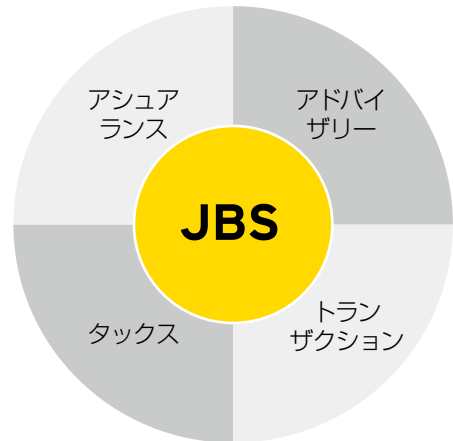
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

JBSは日本企業の海外事業展開をサポートする

アシュアランス、タックス、トラザクション、アドバイザリーの4ラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

世界の70を超える主要都市に約500名の日本語対応可能なプロフェッショナル（うち駐在員約100名）を配し、監査、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています

JBSはグローバルネットワークを統括する本部機能をEY Japan内に設けています。EY Japan主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



Contact us

EY新日本有限責任監査法人
 マーケッツ本部 海外企画部
 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
 Jbs_mailbox@jp.ey.com

EY新日本有限責任監査法人
 JBS アセアン・デスク ミャンマー
 三木 拓人
 Takuto.Miki@jp.ey.com

UTW (Myanmar) Limited
 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
 後藤 洋平
 Yohei.Goto@mm.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。